

小学校区単位の地域づくりの状況報告について ～柵津地区の地域づくりの取り組み②～

平成 25 年 12 月以降の柵津地区の地域づくりの取り組み状況について、ご報告します。

平成 25 年 12 月 11 日 柵津地区地域づくり研究委員会 (5 回目)

【決定事項】

①大分類と小分類の検討

これまでの委員の意見集約の結果から見えてきた地域の課題や将来像を基に「生活・産業・文化」の3つに検討の形を分類（大分類）したが、このままではわかり難いので、内容がわかりやすい表現（生活・福祉、産業・経済のような表現）にすることで合意。また、小分類（大分類をさらに細かく課題分けしたもの）についても、当面、原案どおりとし、新たな活動内容の洗い出しや他の団体の活動を加える中で修正していく含みをもたせることで、合意された。

②会議に出席している委員の任期

新組織が立ち上がるまでは、現在の委員に引き続き担ってもらい、あて職で委員になっても、新旧で委員として参画してもらうことで合意された。

平成 26 年 1 月 16 日 柵津地区地域づくり研究委員会 (6 回目)

【決定事項】

①新委員加入

新区長会長 花岡 保（前区長会長は委員として留任）

②大分類名の修正とその分類に関する団体の洗い出し

大分類「生活」・「産業」・「文化」の内容をわかりやすく表現するため、「生活福祉」・「産業経済」・「教育文化」に修正することで合意される。また、大分類に関する団体の洗い出しがされた。

平成 26 年 3 月 3 日 柵津地区地域づくり研究委員会 (7 回目)

【決定事項】

組織体系（検討案）の説明と協議が行われ、原案どおりで承認される。

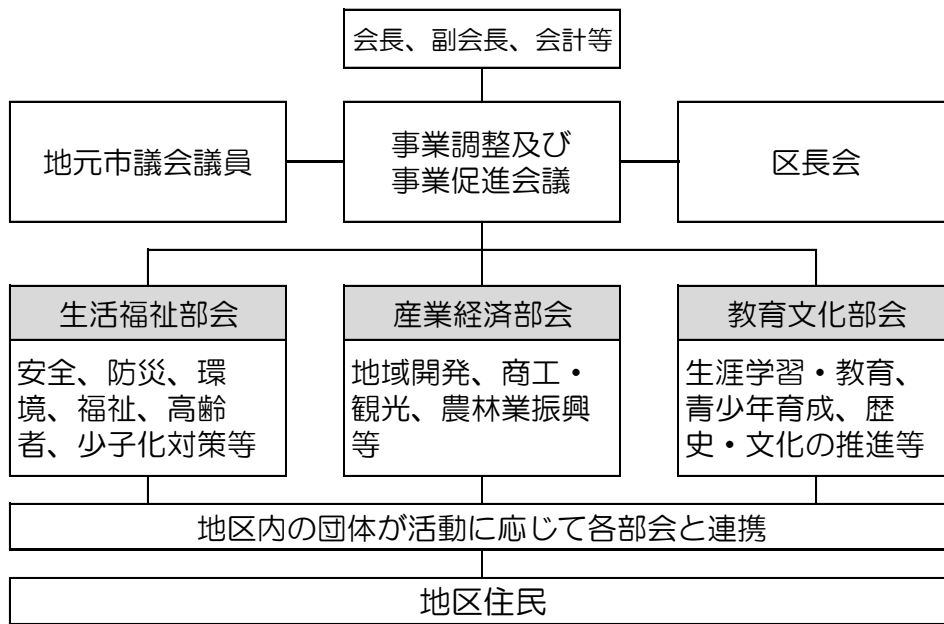
3つの大分類には、それぞれ正副部長と数名の幹事を置き、複数年任期の活性化研究委員会の役員を充てる方向。

大分類では、主に地域課題に対する企画を検討してもらう。

企画を実行したり、団体の意見を聴取したい場合は、小分類の団体に集まってもらう「連絡調整会議」を開催する。参集団体は、団体に負担を掛けないよう、関係する団体に限定する。なお、年に一回ぐらいは、全ての団体を集め、課題を集約する会議を開催する。

小分類の団体の活動は、現状どおりとし、この組織と連携してもらう。

大分類を横断する事業や課題の検討を行う場合は、「事業調整及び事業促進会議」を開催する。



平成 26 年 3 月 17 日 柵津地区地域づくり研究委員会 (8 回目)

【決定事項】

各部会に関する課題等を検討するグループ討議を行う。

■生活福祉部会：

課題 ⇒ 消防団員の不足、少子高齢化策（空き家、独居老人等の対策）など
 参画してほしい団体 ⇒ 消防団、ごみ減量アドバイザーなど

■産業経済部会：

課題 ⇒ 現状組織と新しい組織をどうやってスムーズに移行していくか
 東町と西宮の遊歩道整備、観光客のガイドをする人材育成など

■教育文化部会：

課題 ⇒ 文化財の保存と継承（無形文化財の継承が簡略化されている。）

平成 26 年 4 月 14 日 柵津地区地域づくり研究委員会 (9 回目)

【決定事項】

- ①地域づくり支援員の紹介（小山忠範）
- ②平成 25 年度の本会の事業報告及び決算書の承認・・・原案どおり承認される
- ③平成 26 年度の本会の事業計画及び予算書(案)の承認・・・原案どおり承認される
- ④部会毎にグループ討議を行い、新組織でどんな事をしたいか協議

●生活福祉部会：

悩みや課題を出し合って、みんなで解決していく組織にしたい。

●産業経済部会：

御堂開発やワイン特区、観光農業など、住民の希望になることをしたい。

●教育文化部会：

子どもを中心とした行事等の現状と衰退の要因を検証したい。

平成 26 年 5 月 12 日 柵津地区地域づくり組織説明会

柵津地区地域づくり研究委員会（10 回目）

【柵津地区地域づくり組織説明会の内容】

- ①小学校区単位の地域づくりの状況説明（市役所地域づくり支援室）
- ②柵津地区の取り組みの経過報告（後藤社会教育指導員）
- ③柵津地区の地域づくり組織の説明（柳沢委員長）

「これまで、柵津地区では、各団体が互いに共通基準にたって話し合った事がない。そのため、話し合いの場としての組織を作ることにした。」「新たな組織体制は、課題に沿ってテーマ分けした「生活福祉」・「産業経済」・「教育文化」を部会と位置づけ、各部会と関係団体、部会と部会、あるいは全体で連携できる組織づくりをイメージしている。」「委員構成は、活性化研究委員会の委員を軸に考えている。」「地区内の既存の団体はいじらない。負担を強いることしない。委員としての束縛もしない。ただし、部会毎に話し合いが必要な時に参加してもらいたい。」

【第 10 回柵津地区地域づくり研究委員会の内容】

説明会終了における課題等を整理

平成 26 年 6 月 9 日 柵津地区地域づくり研究委員会（11 回目）

【決定事項】

①地域づくり組織役員等の人事について

■役員等構成について

区長と議員は別にポストを設けるため、組織や役員等には入れない。

■役員等の選定については、以下の 3 パターンで行う

- ・選考委員が人選する。（区長を通じて、本研究会の役員が願うする）
- ・区長から適任者を人選してもらう。（区長を通じて一般の区民にも参画の機会をつくる、やりたいと思う人にも参画してもらえらるるよう）
- ・あて職からも人選する。（やってくれる人材がいれば良いが、いない場合はあて職でもやむを得ない）

②規約（案）について

■専門部会の扱い

専門部会は、委員すべてが定期的に一堂に会すような会議は開催しない。基本的に部会は役員だけで運営し、委員からの課題等の提案があった時に、関係の委員だけを集めて会議を行う。課題等の集約は随時行うことはできるが、年に一回の総会には、全委員に出席してもらうことで、全委員が顔を合わせて話し合うことができる。

（定期的な会合を持つようになると委員の負担につながるため）

■役員の数

区長からも推薦してもらうため、あらかじめ人数の制限はしない。

平成 26 年 7 月 7 日、8 月 11 日 柵津地区地域づくり研究委員会（12、13 回目）

【決定事項】

- ①地域づくり組織役員等の人事（案）について決定
- ②規約（案）について決定

- ③地域づくり組織の設立総会の日程について決定
10月7日（火）午後7時から 柵津公民館

平成26年9月12日 柵津地区地域づくり研究委員会（14回目）

【決定事項】

- 地域づくり組織の名称について
公募の結果、「柵津地域づくりの会」で決定

平成26年9月30日 柵津地区地域づくり研究委員会（15回目）

【決定事項】

- ①設立総会の次第について
- ②26年度事業計画及び予算（案）について
- ③設立総会の準備及び役割について